

平成 29 年度若者によるえひめ未来創造事業の業務仕様書

1 概要

少子化や未婚化・晩婚化が進んでおり、その要因としては、若い世代が将来、家庭を持つこと、親になること等を意識する機会がないといった問題があるため、近い将来、親になる可能性のある若年層を対象に、自らのライフデザインをはじめ愛媛県の少子化問題を考え、結婚や子育て等をイメージする機会を提供するとともに、あらゆる世代の子育てに温かい地域社会の実現及び機運の醸成を目指した取組みを促進する。

2 業務内容

「えひめ若者しゃべり場会議」（仮称）の開催や、大学生等の若者が主体となり企画・運営する「地域子育て交流サロン」（仮称）の設置を通じ、若い世代が生命を次代に伝え育てていくことの大切さと家庭を築くことの意義について理解を深められるよう支援する。

(1) 連携先

県内の大学又は短期大学、専門学校等（以下、「大学等」という。）と連携して実施

(2) 実施内容

①「えひめ若者しゃべり場会議」（仮称）の開催

ア 県内の大学等において、様々なキャリアを持った社会人や外部講師等による講義を行った後、講義を踏まえ、愛媛県の少子化問題等について、学生によるディスカッションを実施する。

<学生の参画>

- ・若者が企画・運営に主体的に参画できる体制とすること。
[例：具体的企画・運営に携わる学生スタッフの任命 等]
- ・ディスカッション等で得られた意見等について、別途、若者による成果報告・施策提案の機会を設けること。
[例：県政学生モニター会議での発表 等]

<回数及び参加人数等>

- ・県内大学等 6 か所× 4 回× 50 人 程度
※上記を目安とし、多くの学生の参加が見込まれるよう工夫すること。
また、講義の手法や規模等については、学生が能動的に参加できるよう工夫すること。
[例：講師を交えたグループワーク等、双方向コミュニケーションが図られるものや、体験・実践型講座 等]

<講座テーマの事例>

- ・結婚すること、親になること ・異性とのパートナーシップ
- ・ワーク・ライフ・インテグレーション
- ・人生設計の構築 ・妊娠・出産について
- ・地域の子育て支援活動について 等

<効果測定>

- ・参加者へのアンケート等を実施すること。

イ Web サイトを構築し、本活動内容を情報発信・情報共有することで、講座に参

加できない学生にも愛媛県の少子化問題を考える機会を提供するとともに、先進事例として「安心して生み育てることができる愛媛県」のPRにつなげる。

②「地域子育て交流サロン」（仮称）の運営

「えひめ若者しゃべり場会議」（仮称）を受講した学生等が中心となり、地域の中高生も含め、子育て世帯と直接交流する場を企画・運営する。

<目的>

- ・子どもを生み育て家族をもつことに対する意識高揚と子育てに温かい地域社会の実現
- ・学生の気づきにもとづいた母親等の孤立感の解消と産後ケアの拡充

<内容>

- ・学生が企画運営をするために必要な基礎知識や技能等を学ぶための座学・体験プログラムを実施
- ・開催場所の選定、関係機関との連絡・調整等の企画運営
※県内大学生等による実行体制を整えること
- ・専門家サポートのもと、ミルク授乳・おむつ交換・食事・遊戯など乳幼児の身の回りの世話等を通じ母親等から乳幼児との接し方を学ぶ「子育て模擬体験」の実施（具体的メニューについては、大学生が主体となって考案）

<実施期間・実施回数>

- ・約6か月 × 月1回 程度

<開催場所>

- ・地域の行政窓口や民間団体と連携して、母親等が気軽に楽しみながら参加できる場所を選定すること。

③ 地域社会への情報発信

上記①及び②の活動記録のほか、愛媛県の子育てを取り巻く環境に関する課題や、事業に参画した学生の気づき等を取りまとめ、広く地域社会に発信する。

3 業務の実施期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

4 対象経費

（1）経費の内容

本事業の対象経費は次のとおりとし、事業を実施するために必要な経費とする。

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（事業の一部を第三者に委託する場合の費用で、かつ県が必要と認めたもの）、使用料及び賃借料

（2）経費の具体例

| 科 目 | 経 費 の 具 体 例 |
|--------------|---|
| 賃金 | 事業を実施する上で必要な委託先職員の賃金 など |
| 報償費 | 講師に対する謝金 など |
| 旅費 | 講師等に支払う交通費 事業を実施する上で必要な委託先職員の交通費 など |
| 需用費 | 印刷製本費（会議資料印刷費、チラシ類・小冊子印刷費、コピー代など） 消耗品費（各種用紙、封筒、文房具類、プリンタートナー代など） |
| 役務費 | 通信運搬費（切手、はがき等の郵便料、電話代） など |
| 委託料 | Web サイト作成に係る費用や同サイトの運営管理料 など |
| 使用料及び 賃借料 | 会議や地域交流サロンに係る会場使用料、 講義や地域交流サロンに係る器具・機材のリース料 など |

(注) ア 対象経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。

イ 団体の運営上必要とされる恒常的な経費（賃金以外の各種手当や社会保険料の人件費、団体事務所の賃借料など）は原則対象としない。

ウ 備品購入は不可であり、原則、リース対応とすること。

エ 上記事例以外でも、真に必要な費用は対象経費として認めることがある。

5 留意事項

- (1) 本事業は、平成 29 年 2 月 23 日付け府子第 50 号で通知のあった「地域少子化対策重点推進交付金」を活用したものであり、受託者は、同交付金交付要綱や地域少子化対策重点推進事業実施要領」の定めに基づいた愛媛県からの指示、各種通知等に遵守すること。
- (2) 受託者は、本事業を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 受託者は、委託契約締結後、速やかに事業計画書及び収支予算書を県へ提出して承認を受けるものとし、事業終了後も、速やかに事業実績報告書及び収支決算書を県へ提出するものとする。
- (4) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課に連絡すること。
- (5) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとする。
- (6) 事業実施に当たっては、結婚をするしない、子どもを持つ持たないなど、多様な生き方があることを踏まえ、特定の価値観の押しつけとならないよう配慮すること。
また、関係機関と十分に連携を図ること。